



平成 21 年 10 月 22 日  
株式会社シノケングループ  
代表取締役社長 篠原 英明  
( J A S D A Q ・ 8 9 0 9 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 11 月 26 日開催予定の臨時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 決算期(事業年度の末日)の変更 (現行定款第 10 条・第 11 条・第 41 条～第 43 条)

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっておりますが、基幹事業の季節的な要因で、毎年下期(10 月から翌年 3 月)が繁忙期と重なり、収益計上も下期に偏重しがちとなっております。期間収益の平準化を図るとともに、決算業務を円滑に進捗させるため、決算期(事業年度の末日)を 3 月 31 日から 12 月 31 日に変更するものであります。

##### (2) 取締役の責任免除 (新設第 28 条)

取締役が積極的に経営に参画しその職責を十分に果たす事ができるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨の規定を新設するものであります。

社外取締役として有能な人材を迎える事ができるよう、社外取締役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、本定款の変更に関する議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

##### (3) その他

上記の変更に伴う条数の繰下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条 ~ 第 9 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条 ~ 第 9 条 (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第 10 条 当社は、毎年 <u>3 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第 10 条 当社は、毎年 <u>12 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第三章 株 主 総 会</p>	<p>第三章 株 主 総 会</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第 11 条 定時株主総会は毎年 <u>6 月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>	<p>第 11 条 定時株主総会は毎年 <u>3 月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>
<p>第 12 条 ~ 第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条 ~ 第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>第 28 条 ~ 第 40 条 (条文省略)</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第七章 計 算</p>	<p>第 29 条 ~ 第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(事業年度)</p>	<p>第七章 計 算</p>
<p>第 41 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</u>とする。</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>(期末配当金)</p>	<p>第 42 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</u>とする。</p>
<p>第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p>
<p></p>	<p>第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第 45 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 11 月 26 日(木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 21 年 11 月 26 日(木曜日)

以上

## Shinoken Group Press Release

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>

I R 室 TEL : 092 -477 -0040